

(10) 介護保険事業状況報告について

ア 介護保険制度の施行に伴い、制度の運用状況を把握するための資料として、市区町村(保険者)から都道府県を経由して報告される介護保険事業状況報告(月報)については、各月その報告にご尽力をいただいているところであるが、現在その月報をもとに介護保険事業状況報告(年報)様式の検討に入っているところであり、具体的な年報様式の内容については、まとめ次第様式(案)をお示しすることとしているので準備方よろしくお願ひしたい。

また、前記月報において未報告の保険者については、その報告促進方特段のご配慮をあわせてお願ひしたい。

イ 介護保険事業状況報告(年報)とりまとめスケジュール(案)

平成13年2月中旬	年報様式(案)の調整
3月上旬	年報様式(案)を都道府県へ提示
3月～4月	年報に係る通知発出
5月～7月	厚生労働省→都道府県 平成12年度年報様式を媒体で送信 都道府県→保険者
8月中旬	平成12年度年報様式を媒体で送信 保険者→都道府県 保険者から都道府県への報告期限
9月中旬	都道府県→厚生労働省 都道府県から厚生労働省への報告期限